

大阪市告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	供用開始の期日
加美第92号線	平野区加美南3丁目53番の2地から 同区同 53番の1地まで	告示の日
平野区第9102号線	平野区加美南3丁目52番の1地から 同区同 52番の1地まで	告示の日

(建設局総務部管財課)